

霧島ジオパークロゴマーク使用マニュアル

霧島ジオパーク推進連絡協議会会長

霧島ジオパークロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)は、環霧島地域におけるジオパーク活動を推進するために、霧島ジオパーク推進連絡協議会(以下「協議会」という。)が全国から応募された作品の中から選考したものです。「霧島山」及び環霧島地域のイメージを強調し、自然で暮らす生物や自然を守る人々のつながりそのものも意味したグローバルに展開する霧島ジオパークの未来観を強調し表現しています。

このロゴマークは、ジオパークの推進を応援・サポートしていただける方にお気軽に使用していただき、霧島ジオパークを広くPRしていただきたいと考えています。

ロゴマークを使用する時は、下記の各事項にご留意いただくとともに、「霧島ジオパークロゴマーク使用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を遵守してください。

記

1. このマニュアル及びガイドラインにおいて「ロゴマーク」とは、ガイドライン1ページに定めるものをいいます。
2. ロゴマークを使用する場合には、事前に「霧島ジオパークロゴマーク使用申請書」(別紙1)を提出してください。(ロゴマークの使用状況を把握することで、協議会としての今後のPR活動の基礎資料とします。)申請に際しては、次の書類を添付してください。
 - ① 使用デザイン案
 - ② 会社全体の概要がわかる資料
3. 協議会会長は、前項の申請書を受理した時は、ロゴマークの使用目的等が適当であるかどうかを審査し、使用を許可する場合は、「霧島ジオパークロゴマーク使用許可(不許可)決定通知書(別紙2)を申請者に通知します。また、使用を許可しない場合も同様とします。
4. 使用許可を受けた者は、ロゴマークの作成目的を十分に理解し使用することとします。また、使用許可を受けた者は、ロゴマークを第三者に使用させてはならないものとします。
5. ロゴマークの使用料は、無料とします。

6. 次の場合は、ロゴマークを使用することができません。
- ①協議会及び環霧島地域の信用又は品位を害すると認められる場合
 - ②利用者・消費者の利益を害すると認められる場合
 - ③特定の政治活動や宗教活動に関するものであると認められる場合
 - ④法令や公序良俗に反すると認められる場合
 - ⑤マニュアル及びガイドラインの趣旨に反すると認められる場合
7. ロゴマークを使用することは、当該商品の品質やサービスの内容等を保証するものではありません
8. 協議会会長は、ロゴマークを使用する者に対し、使用方法の修正その他必要な措置を求めることができる。
9. 使用者がマニュアル及びガイドラインの規定に違反した場合や前項の措置に従わない場合は、ロゴマークの使用を禁止、又は使用許可を取り消す場合があります。
10. 使用者がロゴマークの使用によって協議会及び第三者に損害を生じた場合は、当該使用者が賠償しなければなりません。協議会は、侵害行為に対する保証も含め、ロゴマークに関するいかなる法的な保証の義務を負いません。

霧島ジオパークロゴマーク使用申請書

平成 年 月 日

霧島ジオパーク推進連絡協議会会長 様

申請者

住所・所在地

団体等名

氏名

㊞

電話番号

連絡責任者氏名

霧島ジオパークロゴマークの使用について、次のとおり申請します。

なお、使用に際しては「霧島ジオパークロゴマーク使用マニュアル」及び「霧島ジオパークロゴマーク使用ガイドライン」の規定を遵守します。

1 使用目的及び展開場所等

2 使用・表示方法及びその形態

3 使用期間

(自) 平成 年 月 日～(至) 平成 年 月 日

平成 年 月 日

霧島ジオパークロゴマーク使用許可（不許可）決定通知書

申請者 様

霧島ジオパーク推進連絡協議会
会長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった、霧島ジオパークロゴマークの使用について、次のとおり決定しましたので通知します。

ロゴマークの使用について（許可します・不許可とします）。

・使用目的及び展開場所等

・使用・表示方法及びその形態

・使用許可期間

（自）平成 年 月 日～（至）平成 年 月 日

[不許可の場合]

不許可の理由

遵守事項

- ・ロゴマークの作成目的を十分に理解し使用すること。
- ・ロゴマークを第三者に使用させてはならないこと。